

産業廃棄物処分業許可証

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
氏 名 河津造園株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 先崎尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年5月2日
許可の有効年月日 令和10年5月1日

1 事業の範囲

事業の区分
中間処理（破碎）
産業廃棄物の種類
木くず
以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）
設置場所：熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5（駐機場）
設置年月日：令和4年12月12日
処理能力：456トン/日
許可年月日：令和4年12月12日
許可番号：廃り第1004-12号
- (2) 施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）
設置場所：熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5（駐機場）
設置年月日：令和7年7月31日
処理能力：250トン/日
許可年月日：令和7年7月31日
許可番号：廃り第1004-5号

3 許可の条件

- (1) 施設の使用は、排出現場に限り。
(2) 特定建設作業の規制基準に準じて作業を行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	令和5年5月2日	
変更届出	令和7年10月14日	事業の用に供する施設に木くずの破碎施設（移動式）（処理能力：250トン/日）を追加

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 無